

大宮駅西口第五地区 まちづくり方針

誰もが安心して幸せに暮らせるまち

令和3年5月



さいたま市

目次

1. はじめに	1
2. 地区の現況 ～まちづくりの背景～	3
3. まちの将来像とまちづくりの基本方針	6
4. まちづくりの取組方針	7
5. 今後のまちづくりの進め方	13

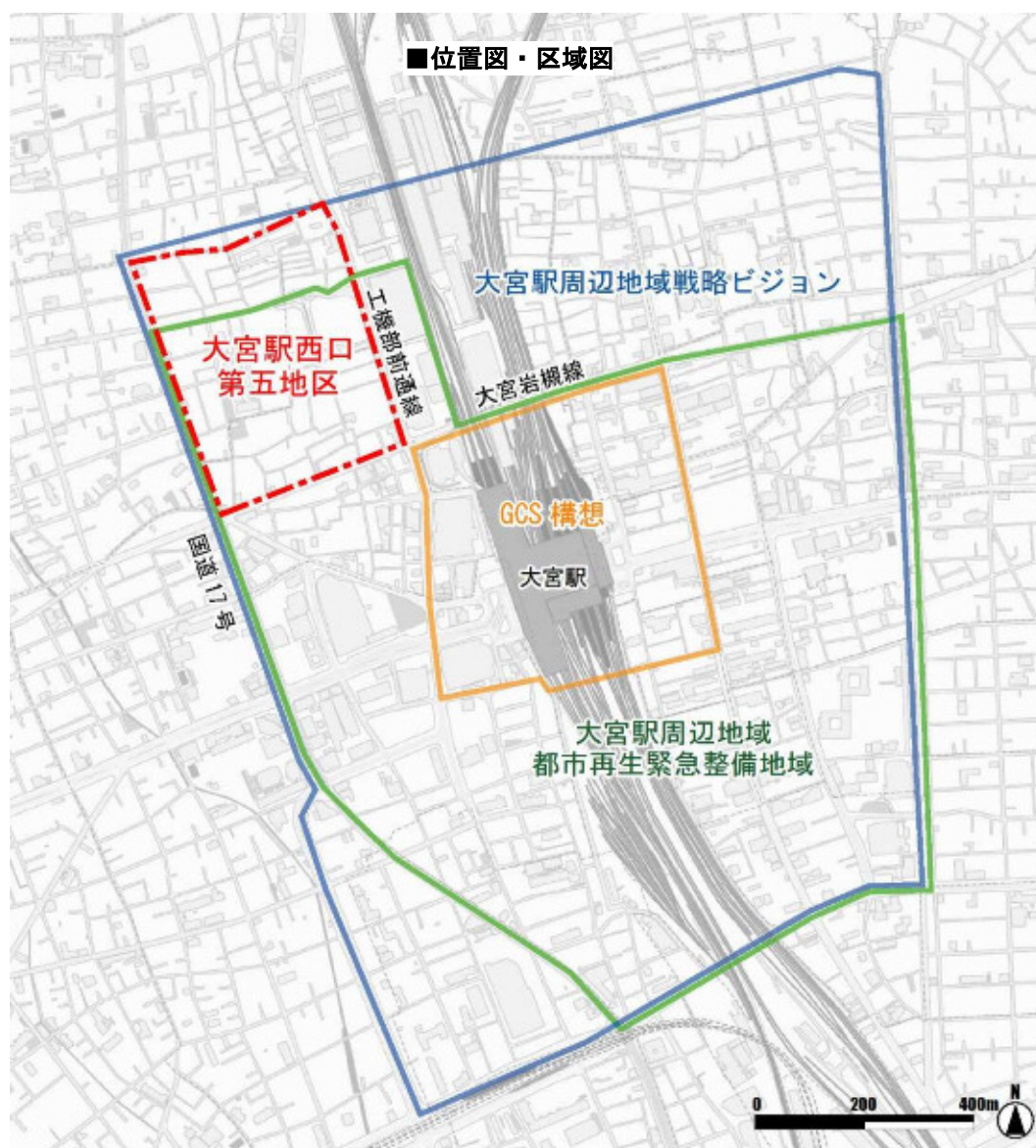
1. はじめに

(1) まちづくり方針策定の目的

大宮駅周辺地域は、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」により、東日本の玄関口としてさいたま市の「顔」にふさわしい地域にしていくことが位置づけられています。さらに、国の「都市再生緊急整備地域」にも指定され、駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化を三位一体で進める「大宮駅グランドセントラルステーション化構想（以下、GCS 構想）」が策定されるなど、東日本の対流拠点にふさわしい魅力と賑わいを備えた都市を目指したまちづくりが進められています。

大宮駅西口第五地区は、大宮駅の至近の利便性の高い立地条件にありながら、低中層住宅を主体とした静かな住宅地が広がっています。しかし、地区内には木造建物が密集しており、狭あい道路や未舗装道路が多いことから、災害時の危険性や通行の障害となることが懸念されるなど、特に防災面、交通面において課題を抱えています。

本方針は、大宮駅西口第五地区の課題に対応するため、桜木駐車場用地の活用も考慮しながら、地区住民と市が協働でまちづくりを進める指針として策定しました。



(2) まちづくり方針策定の経緯

まちづくり方針は、以下のような検討ステップを経て策定しました。

Step 1 地区住民による意見を集約し『まちづくり方針骨子』として整理しました

まちづくり方針を検討するにあたり、地区内の自治会や公募の方などによる『大宮駅西口第五地区まちづくり協議会』を開催し、地区の課題や必要なまちづくりの取組などを協議しました。そして、意見を集約し『まちづくり方針骨子』として整理しました。

第1回 まちづくり協議会

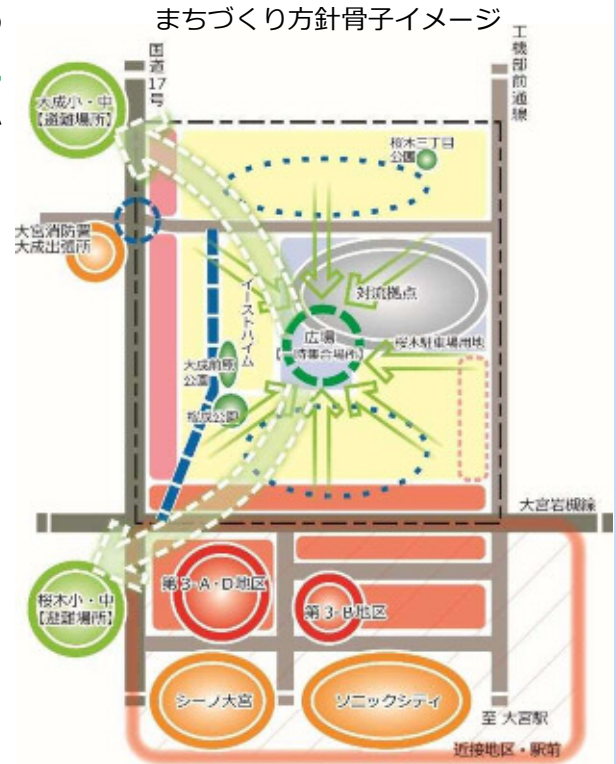
- ・地区の魅力・課題を確認
- ・地区のまちづくりのテーマを検討

第2回 まちづくり協議会

- ・まちづくりの方向性（具体的な取組）を検討

第3回 まちづくり協議会

- ・協議結果を整理したまちづくり方針骨子を作成



Step 2 まちづくり方針骨子に市の考えを盛り込んで『まちづくり方針(案)』としました

地区住民が考えるまちづくりと市が進めている大宮駅西口地区の市街地開発事業や、GCS構想等の周辺まちづくりとの連携、調和を図るため、まちづくり方針骨子に市が考えるまちづくりを盛り込み、具体的な取組や図などで整理した『まちづくり方針(案)』を作成しました。

Step 3 まちづくり方針(案)について意見を募り『まちづくり方針』を策定しました

まちづくり方針(案)について、まちづくり協議会での意見交換や地区住民等に対する意見募集を行い、いただいた意見を踏まえ、『まちづくり方針』として取りまとめました。

第4回 まちづくり協議会

- ・まちづくり方針(案)についての意見交換

地区住民等への意見募集

- ・まちづくり方針(案)の配布と意見募集の実施

まちづくり方針作成

第5回 まちづくり協議会

- ・まちづくり方針の確認

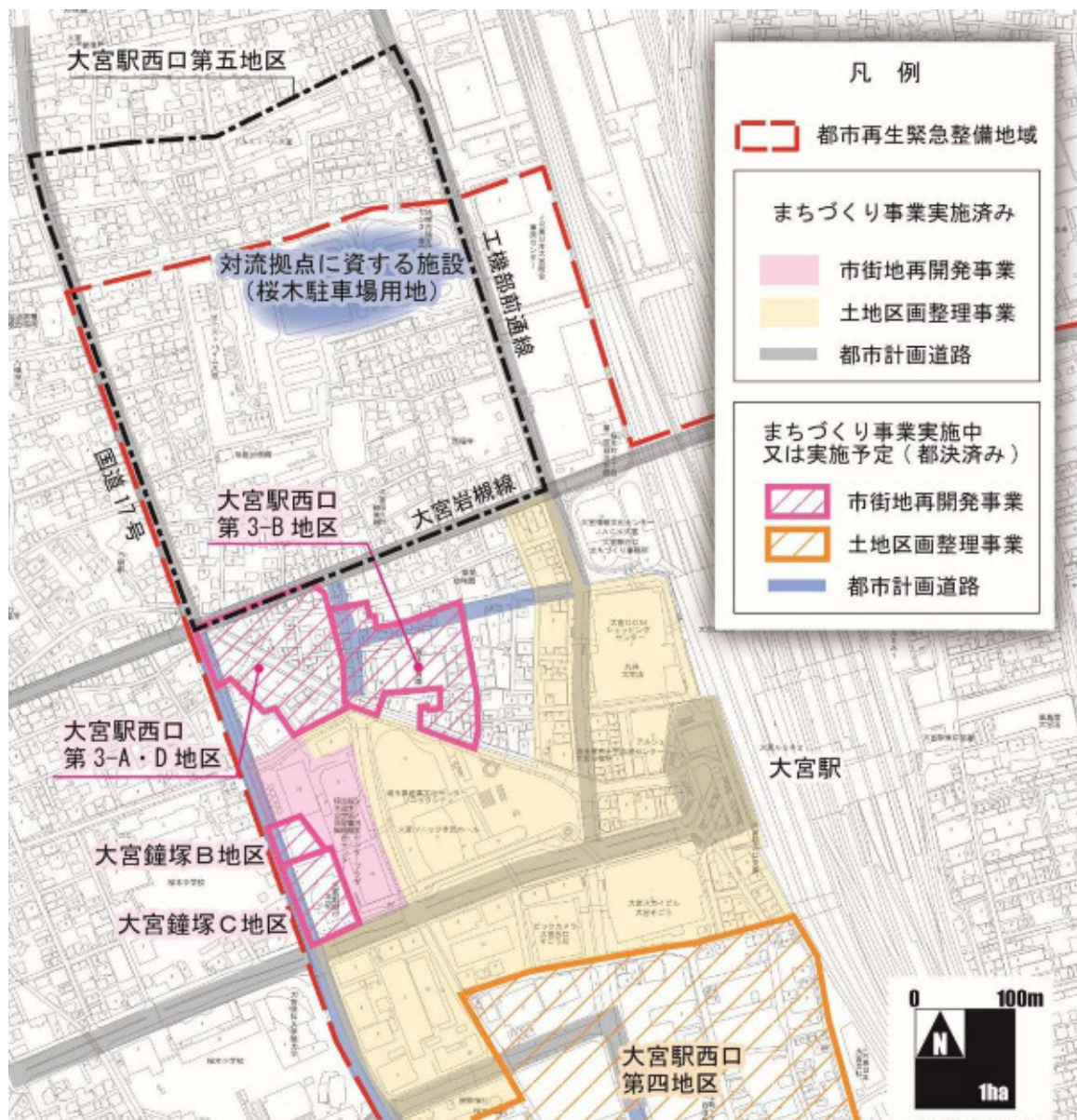
大宮駅西口
第五地区
まちづくり方針
の策定

2. 地区の現況 ～まちづくりの背景～

(1) 地区を取り巻くまちづくりの状況

- 大宮駅西口地区では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備、土地利用の高度化等のまちづくりを進めており、隣接する第三地区でも現在、市街地再開発事業を進めています。
- 大宮駅周辺は『都市再生緊急整備地域』(H29)に指定されています。これは都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として国が指定するものであり、第五地区も一部含まれています。
- 本地区内にある桜木駐車場用地の一部は、公募を行い民間事業者等によって東日本の対流拠点形成に資する施設の導入を検討しています。

■大宮駅西口のまちづくりの状況



(2) 地区の現況

本地区の魅力や課題としては、以下のようなものがあります。今後、これらの魅力を生かし、課題を改善するまちづくりが必要です。

地区の魅力【まちづくりに生かすべき事項】

①利便性が良い

- ・本地区は、多くの鉄道路線が乗り入れ、交通利便性が高い大宮駅に近く、その交通利便性を利用することができます。
- ・大宮駅前には賑わいある商業地が広がっており、また、近接地区ではソニックシティやシーノ大宮等の公共施設も充足しており、本地区はそれらを利用することができます。



駅前商業地

②生活環境が良い

- ・本地区は大宮駅に近く、駅前商業地に隣接する立地条件にありながら、地区内には低中層の住宅地が広がっており、静かな住環境が守られています。



静かな住環境

地区の課題【まちづくりで改善すべき事項】

①災害時の危険性

- ・本地区内は消防車等が通行できない狭い道路が多く、木造の建物が密集している箇所もあり、災害時の道路閉塞や火災の延焼等が懸念されます。
- ・また、災害時には地域による消火活動や共助による避難等も必要ですが、未舗装道路が多く道路が入り組んでいることから、地域による消防活動や避難の障害になる可能性があり、改善を図る必要があります。
- ・さらに、本地区内には指定緊急避難場所がないことから、災害時に一時的に退避するための場所である一時集合場所や、一時集合場所と避難場所を連絡する安全な避難経路を確保する必要があります。



未舗装道路



災害時の集合場所と防災倉庫

②道路の改善が必要

- ・本地区内は狭あい道路や未舗装道路が多く、自動車だけでなく歩行者や自転車の通行の障害となっています。さらに、入り組んだ道路は本地区内外へのアクセス性を低下させており、地区の立地条件の良さが十分に発揮されない要因となっています。
- ・地区周辺道路は渋滞が発生しやすいことから、地区内の生活道路が渋滞の抜け道として使われ、通学路にも通過交通が進入しています。地区内道路における歩行者の安全確保が必要です。
- ・大成町一丁目交差点は食い違い交差点で通行しにくいなど、交差点の改善を図る必要があります。



狭あい道路



抜け道となっている道路

③公園やコミュニティ空間が不足

- ・本地区内には、地区住民が気軽に利用できる公共施設や広場空間等、皆が集まりイベントや交流ができるようなコミュニティ空間が不足しており、改善を図る必要があります。



桜成公園

④市有地（桜木駐車場用地）の活用が不十分

- ・本地区内の桜木駐車場用地は、大宮駅に近い大規模市有地ですが、市営駐車場としての利用台数は毎年減少しているなど、十分な土地活用が図られているとは言い難い状態であり、改善を図る必要があります。

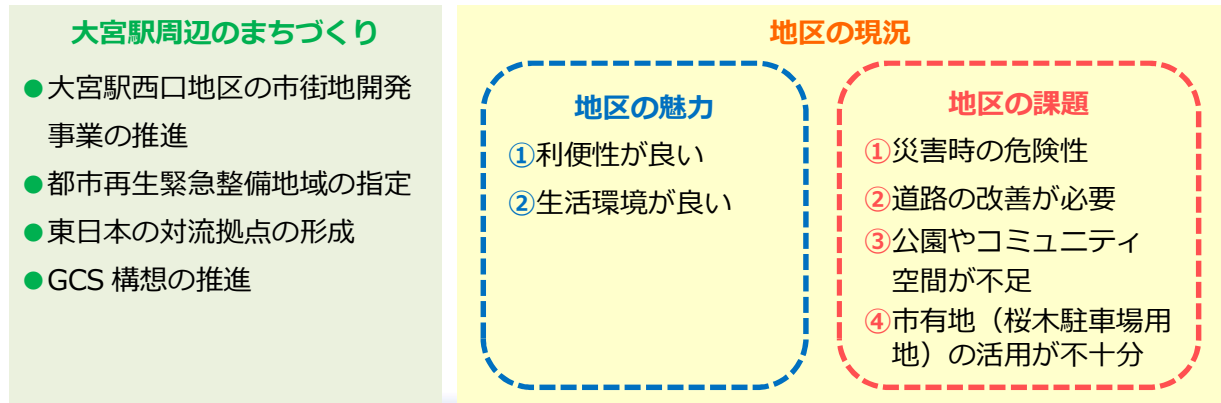


桜木駐車場

3. まちの将来像とまちづくりの基本方針

大宮駅周辺地区に求められるまちづくりを踏まえながら、地区の特性を考慮し、本地区の将来像（目指すべきまちの姿）とまちづくりの基本方針を以下のように考えます。

まちづくりの背景



地区の将来像（目指すべきまちの姿）：

誰もが安心して幸せに暮らせるまち

本地区は、駅前周辺で進められる賑わいのまちづくりや東日本の対流拠点の形成と調和し、地区の利便性を享受しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が安心して快適に生活できるまち、暮らせるまちを目指します。

まちづくりの基本方針：

地区の将来像を実現するため、以下の3つの方針によりまちづくりを進めます。

● 安心・安全の確保

安心して暮らせる災害に強いまち（災害においても安全に避難できるまち、被害が拡大しにくいまち）、安心して歩けるまち（道路の安全性確保、歩きやすさの向上）を実現します。

● 良好な生活環境の保全

幸せを感じて暮らせるように、緑が多く静かで落ち着いた住環境を守りながら、周辺の市街地開発事業等や桜木駐車場用地に整備される対流拠点に資する施設、地区内の商業・業務と住宅、それぞれを保全し調和させることで、住環境と利便性の両立を図ります。

● 多様な世代への対応

子どもから高齢者、子育て世代等、幅広い世代の誰もが暮らせる、魅力あるまちとなるように、世代を問わない生活のしやすさや、多世代の交流が生まれるようなまちづくりを行います。

4. まちづくりの取組方針

まちづくりの課題に対応するため、基本方針に沿った具体的な取組を「防災」「土地利用」「広場・緑」「道路」の分野毎に整理しました。

■地区の魅力・課題に対応した取組の方針

魅力・課題	取組方針	安心・安全の確保	良好な生活環境の保全	多様な世代への対応
① 利便性が良い	防 災			
	● 防災機能の整備	○		
	● 安全な避難路の確保	○		○
② 生活環境が良い	● 地区の防災性向上	○	○	○
	土地利用			
① 災害時の危険性	● 住環境の保全	○	○	○
	● 近隣の賑わいや利便施設の活用		○	○
	● 地区内の生活利便性の確保		○	○
	● 対流拠点に資する施設の整備		○	○
② 道路の改善が必要	広場・緑			
	● 多目的広場の整備	○	○	○
③ 公園やコミュニティ空間が不足	● 緑化の推進		○	
	道 路			
④ 市有地（桜木駐車場用地）の活用が不十分	● 地区内道路の充実	○	○	○
	● 地区内道路の安全性向上	○		○
	● 大成町一丁目交差点の改良	○		

(1) 防災

●取組方針1：防災機能の整備

防災や災害復旧活動を可能とする道路（主要地区内道路）、災害時の一時集合場所や防災活動空間等を桜木駐車場用地の一部を活用して整備し、地区の防災機能を強化します。施設整備においては、桜木駐車場用地の活用等により、地権者等への影響に配慮した計画、事業を検討します。

●取組方針2：安全な避難路の確保

災害時の円滑な避難を実現するため、桜木駐車場用地の一部を活用して整備する一時集合場所（多目的広場）と、地区外に指定されている避難場所（大成小・中、桜木小・中）とを連絡する、安全な避難経路（主要地区内道路等）を確保します。避難経路については、地震時に閉塞しにくく沿道の火災等にも影響を受けにくい十分な幅員、効率的な避難を可能とする配置等を検討します。

●取組方針3：地区の防災性向上

狭あい道路が多い、消火栓が不足している等、地区内でも延焼の危険性が高く災害時の危険性が懸念されているエリアについては、沿道の地権者の協力による道路用地の確保、消火栓等の施設整備、塀や囲いの改善等を進め、防災性の向上を図ります。合わせて、地区住民の協力の下、避難や消火訓練、見回り等の防災活動を積極的に行うことで、災害に強いまちを実現します。

【想定される取組の例】

- ・消防車が通行できる幅員の道路を整備（道路用地及び道路整備の代替地として桜木駐車場用地を活用）
- ・一時集合場所、消防車の駐車や消防活動等、防災空間としても機能する広場を桜木駐車場用地の一部を活用し整備

- ・道路用地及び道路整備の代替地として桜木駐車場用地の一部を活用し、一時集合場所となる広場に接続する南北方向の道路の整備（桜木駐車場用地北側の東西道路と大宮岩槻線を接続）

- ・広場空間と合わせて地区内の防災機能を桜木駐車場用地の一部を活用して強化
- ・消火栓配置状況から、不足するエリアの道路整備及び消火栓の設置
- ・地震による道路閉塞を抑制するため、沿道の塀・囲いの改善（ブロック塀から生け垣、柵への転換）

(2) 土地利用

●取組方針1：住環境の保全

現在の土地・建物状況に配慮し、住宅を主体とした土地利用・建物規制、準防火地域を維持するとともに、基盤となる道路の充実、緑の導入等により住環境の維持・向上を図ります。桜木駐車場用地においても周辺環境に配慮し、対流拠点の形成と住環境の両立を図ります。

【想定される取組の例】

- ・適切な土地利用・建物規制、地区計画等の設定
- ・生活基盤施設の整備(生活道路、広場等の整備)
- ・地区内の緑化

●取組方針2：近隣の賑わいや利便施設の活用

恵まれた立地条件を生かし、区内道路の改善等により駅前や近接地区の利便施設等へのアクセス性を高めることで、地区の利便性の向上を図ります。

●取組方針3：地区内の生活利便性の確保

地区内の幹線道路沿道に商業・業務機能の立地を集約することで、住環境の保全と利便性確保を両立します。対流拠点と駅前を結ぶ区間は、賑わいのある土地利用の誘導を検討します。

●取組方針4：対流拠点に資する施設の整備

桜木駐車場用地の一部は、公募を行い民間事業者等によってヒト・モノ・情報が集まり、それらが互いに交流し、新しい価値を生み出していく東日本の対流拠点形成に資する施設の導入を検討します。施設の地域貢献機能として、防災機能、地域の生活利便性の向上やコミュニティ空間の創出を検討します。

- ・駅前及び近接地区に接続する道路の整備
- ・既存幹線道路等における歩行者・自転車空間の充実及び生活道路の改善(舗装化、拡幅等)によるアクセス性向上

- ・幹線道路沿道における適切な土地利用・建物規制の設定
- ・対流拠点と駅を結ぶ工機部前通線沿道で、賑わい創出に向けた土地利用誘導の検討

- ・民間事業者等による対流拠点に資する施設の整備
- ・施設への地域貢献機能導入の検討

(3) 広場・緑

●取組方針1：多目的広場の整備

主に地区住民の利用を想定した多目的な広場空間を桜木駐車場用地の一部等を活用し、整備します。整備にあたっては、利用目的（住民の交流・憩い、スポーツ、イベント、災害時の一時避難 等）や他の公園の整備状況等を考慮し、適切な規模、機能、整備手法及び維持管理等を検討します。

●取組方針2：緑化の推進

広場や道路等の公共空間での緑の導入を積極的に進めるとともに、生け垣化など宅地内の緑を誘導する施策を検討し、地区住民と市の協力により地区の緑化を進めます。

【想定される取組の例】

- ・地区中央部付近に多目的な広場空間を桜木駐車場用地の一部を活用して整備
- ・広場につながる道路の整備

- ・道路植栽の整備
- ・広場空間内の緑化
- ・対流拠点に資する施設の緑化
- ・緑化ルールの策定による各宅地内の緑化の誘導

(4) 道路

●取組方針1：地区内道路の充実

地区住民と市の協力の下、既存道路の改善（未舗装道路の整備、狭あい道路の拡幅等）を図るとともに、緊急車両の通行路や安全な避難路の確保、地区外の商業地や各種施設へのアクセス性向上等に対応する道路（主要地区内道路）を適切に整備します。主要地区内道路整備においては、桜木駐車場用地の一部の活用等により、地権者等への影響に配慮した計画、事業を検討します。

●取組方針2：地区内道路の安全性向上

地区内道路について、不要な通過交通の抑制や歩行者空間の確保等による安全性向上を図ります。特に安全性が求められる通学路等については、地区住民と協力しながら、施設整備だけでなくソフト施策も組み合わせ、効果的な取組を検討します。

●取組方針3：大成町一丁目交差点の改良

形状が悪く危険性が指摘されている大成町一丁目交差点については、桜木駐車場用地の一部を代替地として活用することなどを含め、交差点沿道の住民等への影響に配慮しながら、交差点の改良を検討します。

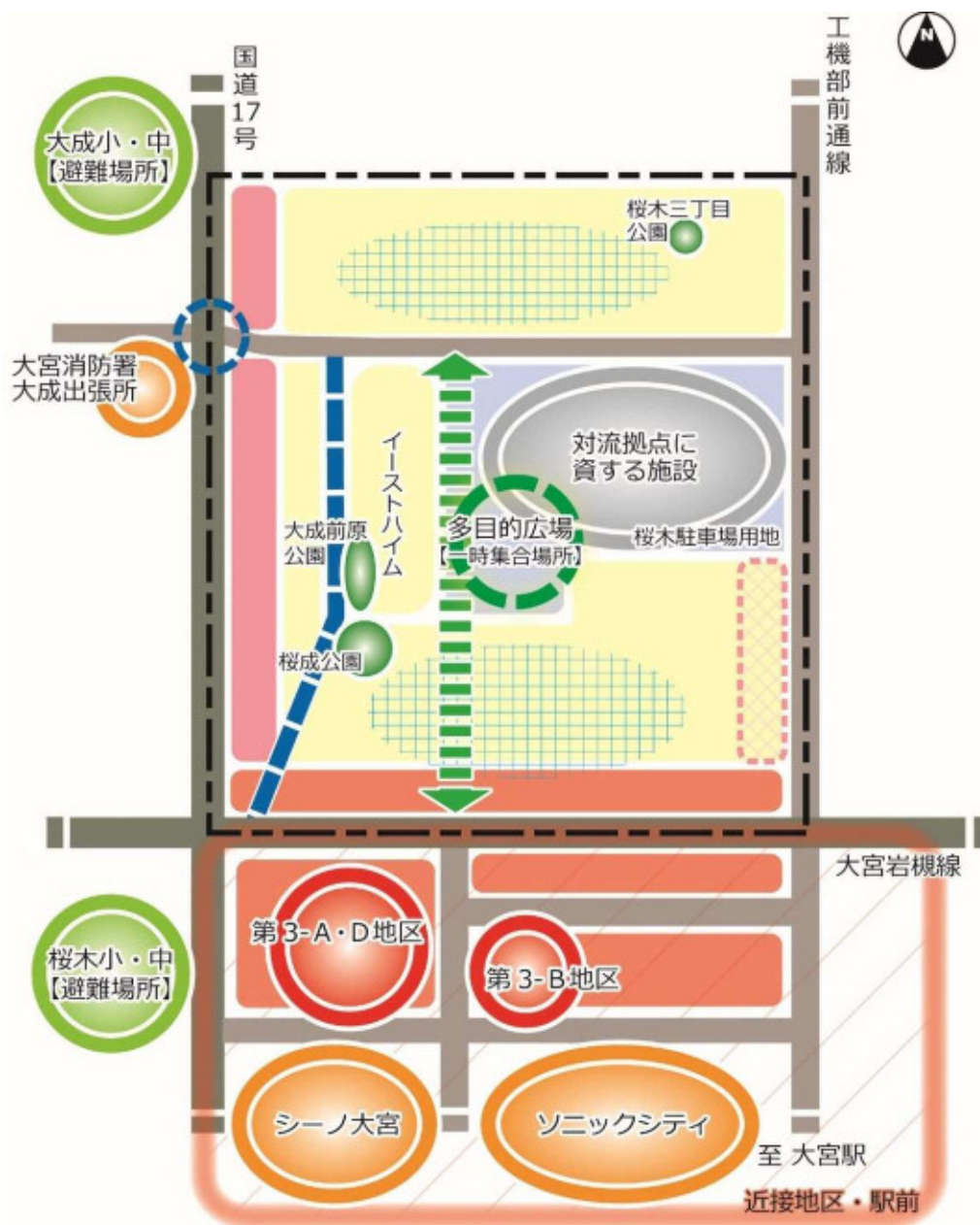
【想定される取組の例】

- ・未舗装道路の整備、狭あい道路の拡幅整備
- ・主要地区内道路の整備（緊急車両が通行できる幅員、円滑な避難や近接地区等へのアクセス性向上に資する配置）

- ・道路の安全性の点検
- ・施設整備による安全確保（歩道、グリーンベルト、ガードレール等の整備）
- ・ソフト施策による安全確保（一方通行化等の交通規制強化、地域による交通安全活動等）




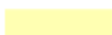

- ・交差点の改良において、桜木駐車場用地の一部を代替地として活用することも含め検討





■大宮駅西口第五地区のまちづくりイメージ









防 災

	多目的広場	災害時の一時集合場所となる広場を整備します。地区の防災拠点として防災倉庫等を整備し、防災機能向上を図ります。
	道路整備による防災性向上	一時集合場所となる多目的広場と避難場所（大成小・中、桜木小・中）を連絡する道路、消防車等が通行する防災道路の配置や幅員構成を検討します。整備においては、桜木駐車場用地を道路用地として活用するとともに、道路整備により移転が必要な宅地についても、桜木駐車場用地を代替地として活用する等、地権者等への影響に配慮した計画、事業を検討します。
	災害時の危険性が高いエリアの改善	狭あい道路の拡幅や未舗装道路の舗装、消火栓の増設等による避難や消防活動の円滑化、道路沿道のブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぐ生け垣や柵への転換誘導等により、防災性の向上を図ります。

土地利用		
	商業ゾーン	大宮駅前商業地に連絡する賑わいのあるエリアとして、土地の高度利用及び商業、業務機能を誘導します。
	近隣商業ゾーン	地区の住環境の維持に配慮しながら、地区の生活利便性を向上する商店・飲食店、事務所等を誘導します。
	賑わい誘導検討ゾーン	対流拠点整備による新たな人の流れに対応し、商業や飲食店、業務施設等の賑わいのある土地利用の誘導を検討します。
	住宅地ゾーン	現在の住環境を中心とした街並みを維持しながら、生活道路の充実や防災施設の整備、緑化等により、住環境の向上（居住地としての利便性、安全性、快適性の向上）を図ります。
	対流拠点に資する施設	桜木駐車場用地の一部は、公募を行い民間事業者等によって東日本の対流拠点形成に資する施設の導入を検討します。

広場・緑		
	多目的広場	住民の交流・憩い、スポーツ、イベント、災害時の一時避難等、多目的に利用できる広場を整備します。適切な規模、機能、整備手法及び維持管理等を検討します。
	既存公園	貴重な緑空間として緑化の検討を進めるとともに、地域の協力の下、緑の保全を図ります。
	公共空間	新たに整備する道路等においては、積極的に緑化を図ります。
	宅地	宅地内の緑を豊かにするために、緑化のルール等、実現方策を検討します。

道路		
	主要道路	地区とその他地域を結ぶ、広域的な幹線道路。自動車の通行機能と歩行者、自転車の安全性確保の両立を図ります。
	主要地区内道路	地区内の交通を処理し、幹線道路につながる道路。自動車の通行機能と歩行者、自転車の安全性確保の両立を図ります。
	主要地区内道路（新規）	対流拠点に資する施設とソニックシティ等の近接地区の拠点施設を結び、道路、歩行者のネットワーク形成を図るとともに、近接地区・駅前へのアクセス性向上に資する道路を整備します。
	安全対策推進道路	歩行者の安全性向上のための対策（歩道や狭窄等の整備、一方通行化による自動車の進入抑制等）を実施します。
	生活道路改善エリア	地区住民と市の協力の下、狭あい道路の拡幅、未舗装道路の舗装等、生活道路の通行機能強化を進めます。
	交差点改良	交差点の安全性向上のため、交差点の改良を図ります。

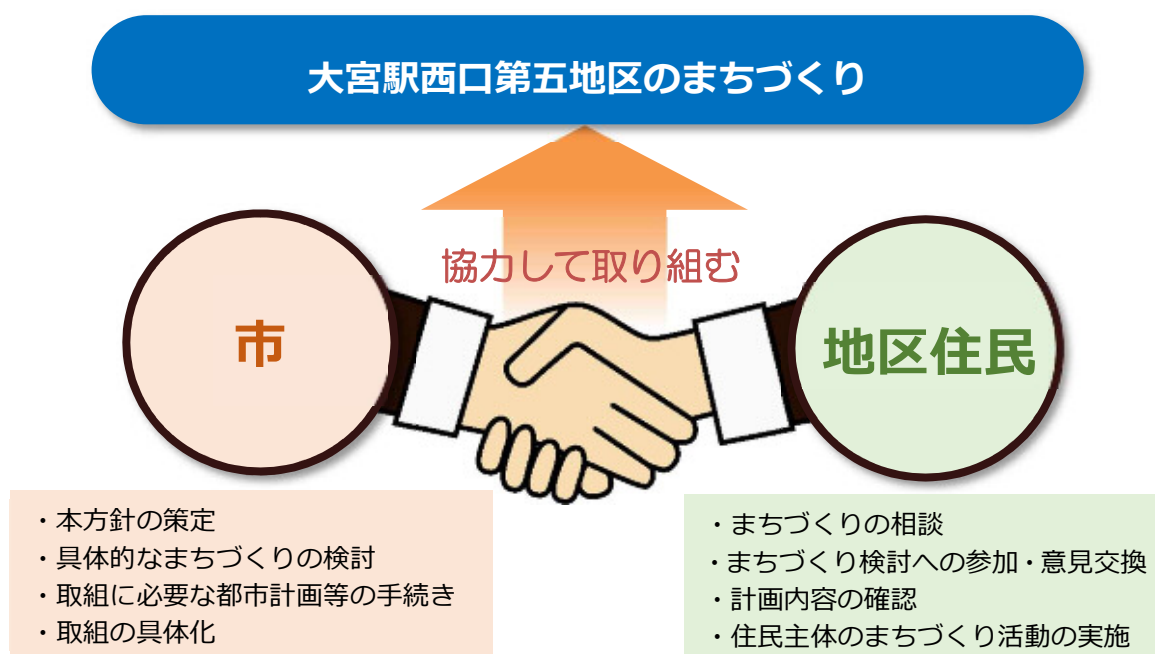
5. 今後のまちづくりの進め方

(1) まちづくりの担い手 ～地区住民と市の協働のまちづくり～

地区住民と市や事業者等が意見を出し合い、ともに協力しながら進める『協働のまちづくり』を基本として、まちづくりの実現を目指します。

本方針の策定後は、具体的な取組の検討を行い、事業化に必要な地区計画などの都市計画決定等の手続きを行います。まちづくりの各段階においては、地区住民の積極的な参加により地区の意向をまちづくりに反映するとともに、住民主体のまちづくり活動を促進します。

■協働のまちづくりイメージ



(2) まちづくりの手法

地区住民と市が協力して進める必要がある取組として、「防災性向上」「住環境の向上・地区の緑化」「多目的広場の管理・運営」「狭あい道路の拡幅」等が想定されます。まちづくりの手法として以下のような制度等の活用により、地区住民と市が協力して取組を進めることが考えられます。

■防災性向上

○地区計画

後述の地区計画を活用し、塀や囲いの構造を倒壊しにくい生け垣、柵等に規制することで、災害時の道路閉塞を抑制し、避難や消防活動等の経路を確保します。

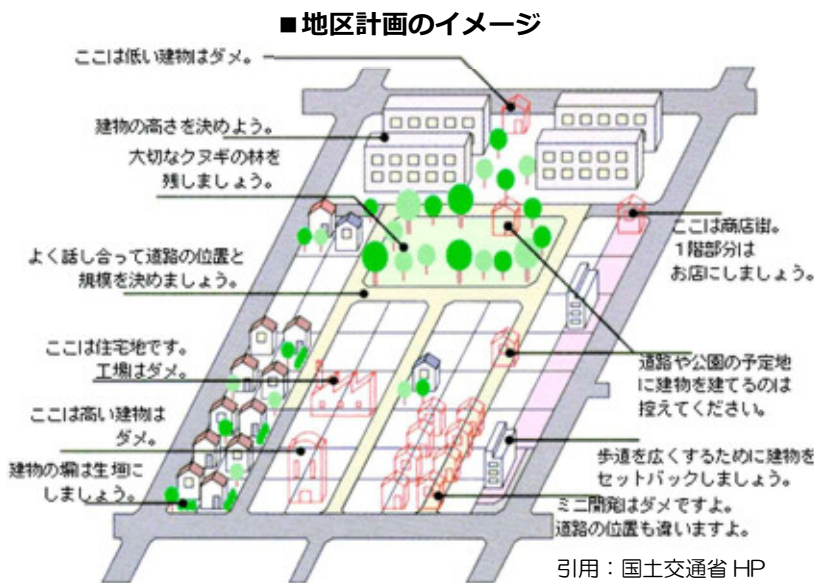
○既存ブロック塀等改善事業助成制度

市では、道路に面し、地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀等について、除却又は軽量フェンス等への建替えをする場合、その工事費用の一部について助成を行っています。

■ 住環境の向上・地区の緑化

○ 地区計画

地区計画とは、「地区」を単位として道路や公園等の配置、建築物等の用途・形態等に関する事項を、都市計画として定めるものです。地区計画を定めると、建築や開発を行う際には地区計画を守ることが義務付けられますので、住民や事業者などが地区計画に則り建築等を行うことで、望ましいまちづくりを誘導することができます。地区計画は地区内の身近なまちづくりのルールとなりますので、地区住民が主体となり、地区の実情に応じて計画を定める必要があります。



第五地区での活用例

- ・望ましくない建築、土地利用等の制限
- ・新たに整備する道路（主要地区内道路等）の位置づけ（配置や幅員の決定）
- ・建物の後退による道路用地確保について、後退部分の通行を妨げる工作物等の設置の制限
- ・宅地内の緑化の誘導（生け垣や宅地内の緑化の推奨）

○ 緑地協定

地区内の一定区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、協定の区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市長の許可を得て締結されます。地域による緑化ルールの策定を制度化したものです。



引用：国土交通省 HP

○ 生け垣助成制度

道路に面した宅地に新しい生け垣を設置する場合、公益法人さいたま市公園緑地協会から助成金が交付される制度があります。助成金を活用し、塀や囲い等を生け垣にすることで、緑の増加が期待できます。

■多目的広場の管理・運営

○スポーツもできる多目的広場整備事業

市が公有地等を活用して多目的に利用できる広場を整備し、地区住民等による管理運営団体が中心となって広場の管理・運営を担う制度です。管理運営団体の運営方針や主な役割は以下のようになっています。

■管理運営団体の役割等

管理運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に利用できるように施設の管理と清掃等の日常管理を行う ・ルールを決め利用者間の調整を行う ・管理運営団体は、利用者と周辺住民とのコミュニケーションを図る
役割1 施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常管理：除草、ゴミ拾い等 ・看板、貼り紙等の設置：利用者のための看板等を必要に応じて設置 ・市が設置したもの以外の施設の点検・管理等：団体や利用者が設置したものの管理
役割2 利用の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用の確認・指導：利用状況の確認、不適切な利用への指導 ・利用者、周辺住民との調整：利用者や周辺住民からの苦情の対応 ・団体等が持ち込んだ備品の管理瑕疵による傷害事故対応：団体や利用者が設置したものに拠る事故等の対応

■制度による整備例



みんなの広場扇の里



大和田第一ぎすなひろば



新堤ふれあい広場

■生活道路の改善（狭あい道路の拡幅）

○暮らしの道路整備事業

当事業は、地元の皆様と市が協力して、拡幅整備を進めていく制度です。比較的長い距離を同時に整備可能な道路について、関係地域住民及び関係権利者全員の同意の下、要望幅員（最低4 m）に拡幅した道路後退用地をさいたま市に無償寄付していただくことで、道路の拡幅整備を行います。寄付に伴う測量や分筆・登記については市が行います。

■整備のイメージ



整備前



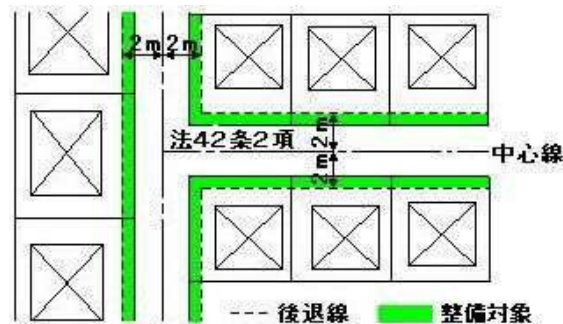
整備後

○狭あい道路拡幅整備事業

建築基準法第42条第2項に規定される道路（市道に限る）※について、その道路の中心線から2m後退した部分（下図 緑色）の土地を寄附していただくことで、市が当該狭あい道路と同程度に整備し、維持管理をしていきます。また、後退用地の測量や分筆登記に要した費用の一部を補助しています。

※2項道路：市が指定する幅員4m未満の道路で、道路中心線から2mが道路境界線とみなされることから、後退して建築する必要があります。

■整備のイメージ

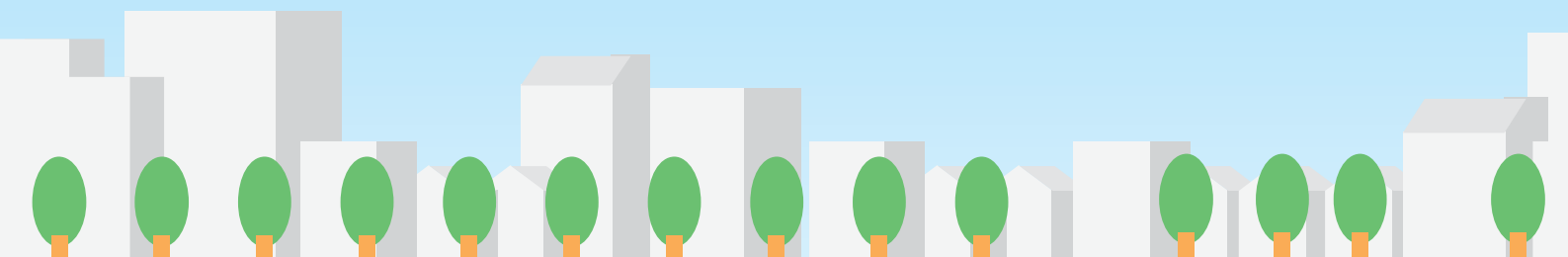
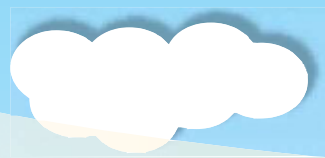


○私道舗装等整備費用助成制度

市道として認定することが困難な私道で、下記のような条件全てを満たす道路について、舗装等整備費用の一部を助成しています

【対象道路の条件（一部抜粋）】

- ・建築基準法第42条に規定された道路又は第43条第2項各号に規定された敷地であるもの
- ・現況幅員が1.8メートル以上あるもの（側溝整備を行う場合は現況幅員4メートル以上あり、かつ、道路としての位置が確定しているもの）
- ・公道から公道へ通じる又は4戸以上の家屋が建ち並び、不特定多数の人が利用するもの
- ・私道敷地の所有者及び、私道に隣接する土地の所有者全ての同意を受けているもの 等



大宮駅西口第五地区まちづくり方針に関する問い合わせ先
さいたま市 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所

〒330-0850 さいたま市大宮区錦町 682 番地 2
大宮情報文化センター（JACK 大宮）6 階

TEL : 048-778-8452 FAX : 048-778-8625

E-mail : omiya-nishi-machidukuri@city.saitama.lg.jp

この冊子は 3,000 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 169 円です。